

**防災**

**防災講演会が開催されます**

●問い合わせ 光尊寺内 プロジェクト町民主権連続講演会～安全・安心なまちづくり～ ☎090 (9078) 3158 (鈴木)



す どうやすあき  
須藤靖明さん

東日本大震災以降、大津町周辺の地域でも地震が多くなっています。地域の特性を知ることは、災害を防ぐための一つの手段だと思えます。それは、危機管理意識が身に付くことでもあり、地域を愛する気持ちを育むことでもあります。そんな大津の災害の特徴をお話したいと思しますので、ぜひご参加ください。

**未** 曾有の東日本大震災から1年が経過しました。今回の災害は決して他人ごとではありません。しかし、災害に対する知識があれば被害を最小限にとどめることができるかも知れません。今回、「安全・安心なまちづくり」をテーマに、住民主催の講演会が開催されます。自然災害などに関する正しい知識と情報を皆さんと一緒に考えてみませんか。

▼日時 5月20日(日)午後2時～午後4時  
▼場所 生涯学習センター 大会議室  
▼講師 須藤靖明さん(財団法人 阿蘇火山博物館久木文化財団 学術顧問)  
▼資料代 300円

**選挙**

**熊本県知事選挙結果**

●問い合わせ 大津町選挙管理委員会 ☎(293) 3111

投票所	投票率
内牧地区集会所	76.19%
錦野地区農業研修センター	54.97%
岩坂公民館	52.86%
瀬田地区生活改善センター	55.45%
森公民館	49.76%
大津南小学校体育館	48.45%
大津町中央公民館	34.38%
大津町町民交流施設 1階ロビー	35.30%
大津町役場 2階ロビー	34.03%
大津町立大津保育園	30.36%
高尾野公民館	37.99%
大津北小学校体育館	42.45%
大津町野外活動等研修センター体育館	58.20%
大津町矢護川コミュニティセンター体育館	47.35%
護川小学校体育館	47.47%
大津町人権啓発福祉センター	31.17%
大津東区コミュニティセンター	40.12%
計	38.99%

**大津町の投票率は38.99%**

**熊** 本県知事選挙の投開票が3月25日に行われました。大津町の当日の有権者数は24,952人(男性12,103人、女性12,849人)で、投票率は前回の49.61%を大きく下まわる38.99%で過去最低となりました。なお、熊本県全体での投票率は、38.44%でした。開票結果と各投票所の投票率は以下のとおりです。

**開票結果**

投票数	
投票総数	9,728
有効投票数	9,640
無効投票数	88
候補者名	得票数
くぼ山 啓介	795
かばしま 郁夫	8,845
合計	9,640

**納税**

**税は必ず納期限内に納めましょう**

●問い合わせ 役場税務課 ☎(293) 3117

**町税納期一覧表**

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町税民税			1期		2期			3期		4期	
(年金天引き)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収
固定資産税		1期		2期			3期		4期		
軽自動車税		全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
(年金天引き)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収

**今** 年度から、国民健康保険税の納付書を6月に8期分をまとめて発送します。これに伴い納付書の書式が変更になります。また、異動などにより税額が変更になった場合は、異動が生じた翌月に変更分の納付書を送付します。

**納税は便利な口座振替で!**  
口座振替の手続きは預貯金通帳、通帳使用の印かん・納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関か役場へお越しください。

**環境**

**「熊本県地下水保全条例」が改正されました**

●問い合わせ 県環境立県推進課 ☎(333) 2272

**熊** 本県は、県民の生活と経済活動を支えるため、地下水の水質・水量を保全するため、地下水保全条例の一部を改正しました。主な改正点は次のとおりです。

- ①地下水を「公共水」として位置付け
- ②対象化学物質の使用の抑制などを規定
- ③水質事故時の公表を規定
- ④施設の定期点検・整備を規定
- ⑤硝酸性窒素等汚染対策の推進を規定
- ⑥一定規模(重点地域(大津町を含む地域が指定予定)・揚水機本体の吐出口の断面積が19㎡超、重点地域以外の地域・同12.5㎡超)以上の地下水採取に対する許可制の導入
- ⑦重点地域内の自噴井戸による地下水採取に対する届出制の導入
- ⑧地下水採取の届出期限の延長
- ⑨許可対象者に節水・水利用合理化の取り組みを求めるなど、地下水の合理的な使用に関する対策を規定
- ⑩許可対象者に採取量に応じたかん養対策を求めることを規定
- ⑪許可制導入などに伴う罰則の追加
- ⑫①⑤は4月1日から施行、⑥⑧⑨は、10月1日から施行する予定です。

条例改正に伴う手続きなどは、県が説明会などを開催する予定です。

**募集**

**大津町行政改革懇談会の公募委員を募集します**

●申し込み・問い合わせ 役場企画課 行革推進係 ☎(293) 3118

**町** の行政改革に広く町民の皆さんと協働による行政運営を進めるため、大津町行政改革懇談会の公募委員を募集します。学識経験者や各種団体の代表など町が選任した委員とともに、行政改革推進に関する重要事項を審議してもらいます。

▼申込期限 5月25日(金)  
▼対象者 町内に在住または在勤の20歳以上の人  
▼募集人員 4人程度  
▼活動期間 2年間(平成25年度まで)  
▼活動内容 効率的な町政の実現を目指して、現在町が進めている行政改革の進行状況などについて審議し、ご意見やご提案をいただきます。  
▼活動回数 年2回程度、平日の日中に開かれる懇談会に出席。  
▼報酬など 規定の報酬、費用弁償を支払います。  
▼申込方法 住所、氏名、年齢と連絡先、行政改革に関するご意見などを記入したものを提出してください。ホームページに様式を掲載しています。

**あなたの意見を行政改革に**